

## 令和5年第1回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月16日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(13人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	義山 太志
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	稲村 英治
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	森 清弘
	12番	基山 美奈子
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員(6名)

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	徳 範文
4番	實村 秀樹
5番	徳山 実
6番	重 翔太

4. 欠席委員 9番 樺山 哲博  
欠席推進委員

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(5件)

第2 農地法第5条許可申請について(1件)

- 第3 現況証明願いについて（1件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業について（3件）
- 第5 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（2件）

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁  
主事補 酒勺 英樹

### 会議の概要

事務局 おはようございます。あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願  
いいたします。定刻になりましたので只今から令和5年第1回伊仙町農業委員会  
総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。改めましてあけましておめでとうございます。  
今年もどうぞよろしくお願いいたします。最近の気候がですね。暖かくて、先日、  
先々日は24、5度ありましたが、今日も14、5度ということで非常にジャガ  
イモ、バレイショへの被害もいっぱい、病気が入ってるような感じがいたします  
ので皆様方も気を付けていると思いますが、ぜひ周りの農家にも声を掛けて消毒  
等していただきたいと思います。キビはですね。今、順調良く、南西糖業の方も  
しているということで聞いておりますが、若干、南西糖業の方が言うには、やは  
り実がかかっていないということも聞いております。思ったよりですね。あまり  
かからないじゃないかなあというふうにも聞いておりますが、これから  
ですね。また本格的な収穫となっていきますのでどうなるかなというふうに思っ  
ております。また本会は、今年、第1回目ですのでぜひ、またあらためて農業委  
員活動を皆様方と協力していきながら、引き続き、またしていきたいと思いま  
すのでどうぞご協力をよろしくお願いいたします。また、今年が改選の年とい  
うことでまた会が終わりましたら、事務局より案内があると思いますので、ぜひま  
た皆様方一緒になって頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い  
いたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中13名の委員が出席

しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中6名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

#### 【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、14番委員、2番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 資料の説明の前に、資料の訂正をよろしくお願いします。

会の前にお配りしている資料なのですが、こちらの添付漏れがありまして、日程第6議案第5号の方に「農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」の方を追加をお願いします。それと3条許可申請受付番号5号の字「ハヨノシム」地番が421-1。こちらがですね。転用申請が入る予定ですので取り消しの方をお願いします。

それでは、説明に入りたいと思います。

今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号1号から受付番号5号、所有権移転に関する件です。受付番号5号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は6,983㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号2号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は2,966㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号3号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は1,249㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号1号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は阿権在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は2,727㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号4号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は1,109㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号1号から5号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号5号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは、調査委員が私になっていますので私の方から説明いたします。

1番 農地法第3条許可申請5号について、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と共に調査の結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしく願います。なお、現況といたしましては、バレイショが3筆共植え付けられています。また、土地改良区ですのでしっかりと境界も分かれていますので皆様方のご審議をよろしく願います。

2番 農地法第3条許可申請第5号について、只今、1番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく願います。

議長 それでは、受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございますか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号5号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号2号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 先日、9番委員と調査の結果、何の問題無いと思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。1筆がキビあとでもう1筆はジャガイモでした。以上です。

議 長 はい、それでは、これより受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請第3号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。畑の現況は、サトウキビです。

4 番 3号につきましては、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号1号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法第3条許可申請1号について、ご説明いたします。先日、13番委員、6番推進委員と共に調査いたしました。何ら問題も無く、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現況としましては、キビです。

13番 受付番号1号につきましては、只今、12番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号4号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請4号について、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と調査した結果、何ら問題無いと思います。現況としまして、荒地です。今からユンボを入れるそうです。

12番 3条許可申請第4号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。  
次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農地法第5条許可申請」は、1議案1件です。議案第2号について、受付番号1号は、お手元の申請書のとおりで農業用機械倉庫を建設のためです。  
こちらは、先月の総会で農振除外申請の手続き済みとなっております。  
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 農地法第5条許可申請について、1号について、説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様のご審議よろしくをお願いします。現況といたしましては、今、コーラルを敷いて整地されてる状態です。

2 番 農地法第5条許可申請第1号について、只今、8番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は原案のとおり決定しました。  
これで日程第3議案2号「農地法第5条許可申請について」を終了します。  
次に日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「現況証明願いについて」は、1議案1件です。議案第3号について、受付番号1号は、お手元の資料のとおりで、畑から原野への地目変更になります。  
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番 現況証明願い受付番号1号について、ご説明いたします。先日、5番委員と6番推進委員と共に調査しました。昔は畑として使われてて、道もあったそうですが、木々が茂り、山の状態でとても畑としてはとても使える状態ではありませんでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。

5番 受付番号1号につきましては、只今、13番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号1号について、質疑を行います。何かご意見等ございませんか。

### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は申請書のとおり決定しました。  
これで日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を終了します。  
次に日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。



事務局　　今月の「農業経営基盤強化促進事業について」は、1議案3件です。議案第4号について、受付番号1号3号は、お手元の資料のとおりで貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6　　番　　農業経営基盤強化促進事業について、第3号について、ご説明いたします。先日、13番委員、6番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。なお、現況としましては、上の2筆、阿権の方がキビで、下の1筆、木之香の方がキビ収穫後の畑でありました。以上です。

13番　　受付番号3号については、今、6番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号3号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号1号、2号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番　　農業経営基盤強化促進事業について、1号、2号、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思います。1号は今からキビを植える予定です。2号はキビが植えてあります。皆様の審議よろしくをお願いします。

12番　　1号、2号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。

皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号1号、2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号、2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号、2号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了します。

次に日程第6議案第5号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」は、1議案2件です。議案第5号について、受付番号1号から2号は、お手元の資料のとおりで農家住宅と一般住宅を建設のためです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 農地利用計画の変更申請第1号について、先日、9番委員と1番推進委員と共に調査した結果、事務局の説明のとおりです。現状としては、何も植えてなくて更地でコーラルが入っている状態です。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成

の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

次に受付番号2号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番 農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、2号について、ご説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおり、何の問題もありませんでした。なお、現況としましては、キビ収穫後の畑でありました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

6 番 この変更申請に係る意見書の作成についてと出てますが、譲渡人、譲受人とこういうふうに。普通だったら、例えば誰か一人の地主の名前だけで書いて出してたんじゃないの。

事務局 転用申請の方が4条申請になる場合は、申請者のみで良いんですが。今回は、所有者と転用する方が別になりますので。譲受人と譲渡人で5条申請と言う形になりますので。所有者が譲受人から譲渡人に名義人も変更されることで譲受人と譲渡人という形で。

6 番 同時にするという。

事務局 はい。

6 番 そういうこともできる。

事務局 そうですね。転用申請後は、名義の変更は可能になります。

議 長 それでは、他に何かございませんか。無いようですので、受付番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

## 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

以上で日程第6議案第5号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を終了いたします。

これで議案は終了いたしました。その他に入りますが、何かございませんか。

3 推委 現況証明願いですが、申請人が行政マンということで。畑地から原野に変更ということで。我々、農業委員というのは、耕作地を推進すると思うんですが。こういう行政マンが申請するのは矛盾するのではないか。どう考えてるかな。

事務局 今回の現況証明願いなんです。申請人がですね。行政の方なんです。所有者の方がですね。茨城県に在住してまして、高齢で島に帰ってくるということも無いということで。終活の段階に入ってまして、島にある土地を全て親族であったり、知り合いであったり、譲渡したいということで今回、この行政の方が今後、取得されるのですが、何十年と耕作されてなく、現況が完全に山のようなところになってましたので、重機を入れても簡単に耕作できるようにならないということで、現況証明で原野に変更していただいて取得という形になりました。

今後ですね。その行政の方の息子さんが、島に帰ってこられるということで、息子さんたちが今後、畑をする予定であれば、また伐採などをいれて畑に戻していきたいということでしたので、とりあえず、すぐには耕作ができない感じなので、今回は現況証明で原野に変えていただいて、取得ということになりました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

6 番 原野にすると売買ができるということになるでしょ。

事務局 3条申請というのがですね。耕作目的での取得になるので、取得した際に、耕作をしなければ虚偽の申請という形になって、3条の取り消しとかになってくるので、そうならないように、とりあえずいったん原野に変えていただいて、のちに畑に戻すことも可能です。

6 番 私が言うのは、原野にすると売買がね。こういうふうに通さなくても、もう自

由にできることになるでしょ。

事務局　そうですね。

6　番　ですから今後ね。本当は農業委員の皆さんもそうですけど。中国とかああいうところが買い占める恐れもありますから、特にこういう1反と小さいのは結局大きな面積になるとそういうことになる可能性があると思うんですよ。ですから、そういう問題が出てくる場合があると思いますよ。

議　長　他にございませんか。よろしいですね。  
それでは、これで総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。